

## 大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成30年12月10日

岡山市長 大森雅夫

### 1 届出事項の概要

#### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ平島店

所在地 岡山市東区東平島1602 外

#### (2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

#### (3) 変更事項

##### ①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場No.	位置	収容台数
1	店舗敷地内駐車場	418台

(変更後)

駐車場No.	位置	収容台数
1	店舗敷地内駐車場	360台

##### ②大規模小売店舗の施設の運用に関する事項

I 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社山陽マルナカ	午前10時00分	午後10時00分
株式会社デジタルステーション	午前10時00分	午後10時00分

株式会社大創産業	午前10時00分	午後10時00分
株式会社ミツバファクトリー	午前10時00分	午後10時00分

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社山陽マルナカ	午前8時00分	午後10時00分
株式会社デジタルステーション	午前8時00分	午後10時00分
株式会社大創産業	午前8時00分	午後10時00分
株式会社ミツバファクトリー	午前8時00分	午後10時00分

### II 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前9時00分から午後10時00分

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯
1	午前7時30分から午後10時30分

### III 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前6時00分から午後7時00分

(変更後)

荷さばき施設No.	荷さばき可能時間帯
1	午前5時00分から午後9時00分

#### (4) 変更年月日

①平成16年6月21日

②平成30年12月6日

#### 2 届出年月日

平成30年11月29日

#### 3 縦覧の期間及び場所

##### (1) 縦覧の期間

平成30年12月10日から平成31年4月10日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課